

## 船橋市開発審査会提案基準改正に関する陳情

### 【願意】

船橋市開発審査会提案基準「23.医療施設の用に供する建築物の建築」のうち、以下の条文を船橋市が必要とする医療施設を建設可能とする内容（高さ制限の緩和、日影規制の撤廃）に改正するよう願います。

5② 建築物の高さは原則として各提案基準に共通する事項に定める高さとするが、当該施設におけるサービス提供上必要と認められる等の合理的な理由がある場合は、最高12メートルまでの高さを認めるものとする。なお、既存の当該施設の改築・建替えにおいては、既存の当該施設の建築面積の範囲内に限り既存の高さまでを認めるものとする。

5④第一種低層住居専用地域内における日影規制に適合していること。

### 【理由】

現在計画中の船橋市立医療センターの移転候補地選定にあたっては、市側より「市街化調整区域には建蔽率・容積率・高さ制限・日影規制等の制限があり、適当な用地が見つからない」旨再三にわたり議会答弁が行われ、市街化調整区域内の候補地が対象から除外されてきました。

答弁の際根拠となる規定は明示されず、質問者もその点問い質していませんが、上記条文が根拠と思われま

しかしながら上記提案基準を設ける際の市議会議事録を見ると、市としては市が必要な医療施設を市街化調整区域に建築することを妨げる意図はなかったように思われます。（別紙）

提案基準を現行のままとした場合、

- ①医療センターが現計画地で建設された後、将来再び建替える際に現在地を移転先候補とすることができなくなる
- ②セコメディック病院等市街化調整区域に位置し、当市全体の医療体制において重要な役割を果たしている病院が、将来建替えを検討する際の制約となる可能性があることが考えられます。

これらのことから、現行提案基準を願意に沿って改正することを陳情します。

以上

### （参考資料）

下記に基準によれば現在計画中の建物も市街化調整区域に建築可能となります。

横浜市開発審査会提案基準

川口市開発審査会提案基準

(別紙)

平成 19 年 9 月 20 日 建設委員会

△議案第 8 号 都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例の一部を改正する条例

[質疑]

◆村田一郎 委員

都市計画法政令の 31 条が削除されて、第 7 条を削除したということである。これは医療施設、社会施設とか社会教育施設、学校教育法にある大学とか。本会議では、必要不可欠な施設も含まれているので、関係部局とどのような施設をどのような条件のもとに取り扱っていくかとか答弁され、必要不可欠な施設のあり方を開発審査会への提案基準に定めとか答弁されているが、そういう部分について市はどんな提案基準を定めようとしているのか。どのような施設が本市にとって必要不可欠な施設かということも含めて答弁いただきたい。

◎宅地課主幹

施設については、学校教育法といっても大学とか、福祉の施設、病院、この 2 点については、関係部局と市街化調整区域でも市が必要とする場合は取り扱うということ考えている。

その他の施設では、福祉として該当しない社会教育の施設もあるので、その辺については今後関係課に照会文書を出して、必要があるという施設を明確にする。それを第三者機関である開発審査会の提案基準として、審査会に容認していただく形になる。

できなくなるのが、一番問題になるのは福祉の施設と考えているので、その辺については市がどうしても調整区域の中でなければ福祉サービスの低下をしてみまうとか、都市計画マスタープラン上必要な立地を調整区域に求めてあった計画、そういう施設に位置付けられたものだけを扱おうと。好き勝手に私はここでやりたいというのではなくて、必ずそこの部署のお墨付きのある施設と考えている。